

磐田市告示第323号

磐田市ひとり親家庭等医療費助成要綱（平成17年磐田市告示第81号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月13日

磐田市長 草地博昭



第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公簿等によりその変更が確認できる場合は、これを省略することができる。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第20条 申請者は、この告示に規定する書類を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者 (下記に記載の者が対象です)				
氏 名	性別	生 年 月 日	受給者との続柄	備 考

㊦ ひひとり親家庭等医療費助成金受給者証		
公費負担者番号		
受 給 者 番 号		
受 給 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
有 効 期 間		
摘 要		
発 行 機 関 名		静岡県
及 び 印		磐田市長 印
交 付 年 月 日		年 月 日

附 則

この告示は、公示の日から施行する。